

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
条 例	
○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	1
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第9項第5号」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第44条の2第2項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第7項中「この条中」を「この条において」に改める。

第45条の2の3中「898円」を「1,074円」に改める。

第103条の表第11号の右欄を次のように改める。

ペレット、連続鋳造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鋳鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途

第121条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもので、8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者5,500円

附則第5条の3中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第7条の2の4第1項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第8条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」と及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第9条の2の2第2項中「附則第8条の4第1項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同条第8項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「、第3項、第5項又は第6項」を「から第4項まで、第6項又は第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「、第3項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第8条の4第3項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第8条の4第3項」に、「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)に、「附則第12条第1項に規定する」を「で定める」に、「附則第12条第2項に規定する」を「で定める」に、「(以下この項において「特定自動車」という)を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車がバス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあっては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の総務省令で定めるもの

である場合にあっては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の2)に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 附則第8条の4第3項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第9条の2の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第93条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において

「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第12条の2第1項中「平成20年度」を「平成21年度」に、「同法第37条の11第1項各号」を「租税特別措置法第37条の11第1項各号」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第12条の2の3第1項中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第121条第1項の改正規定及び附則第8項の規定は、同月16日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)第43条の2第1項第4号の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされたこの条例による改正前の北海道税条例第44条の2第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの議

渡については、なお従前の例による。

- 5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第9条の2の2第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。
- 7 新条例第103条の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第121条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条中「吏員である職員」を「職員（臨時又は非常勤の職を除く。）」に改める。

第39条の3第1項中「第53条第41項」の次に「及び第42項」を加える。

第39条の3の2中「第53条第42項」を「第53条第43項」に改める。

第49条の7第1項第4号中「盲学校、ろう学校、養護学校又は」及び「教育又は」を削る。

附則第32項中「附則第9条の2の2第7項」を「附則第9条の2の2第8項」に改め、同項第1号中「附則第9条の2の2第5項又は第6項」を「附則第9条の2の2第6項又は第7項」に改める。

附則第33項中「附則第9条の2の2第7項」を「附則第9条の2の2第8項」に改める。

別記第1号様式の4の2中「北海道事務吏員」を「北海道職員」に改める。

別記第2号様式の4の2中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

別記第12号様式中「北海道事務吏員」を「北海道職員」に改める。

別記第14号様式の3その1（4葉）、同様式その1（5葉）、同様式その8（3葉）及び別記第21号様式の6（3葉）中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

別記第37号様式その1からその9までを次のように改める。

その1

質 問 て ん 末 書

被質問者

住 所

職 業

氏 名

電 話 局 番

年 月 日 生（ 歳 ）

上記の者は、の地方税法違反嫌疑事件に関し、
年
月 日 において、本職の質問に対し任意次のとおり供述した。
(摘要 「上記の者は、」に引き続き、犯則嫌疑者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載する。)

質 問 番 号	問 答 区 分	質 問 の て ん 末

(摘要 質問のてん末書の結びの記載は、次の書式による。)

被質問者 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かせ、更に示したところ、誤りのないことを申し立て、
上記署名押(指)印した。

前同日

前同場所

質問者 北海道(支庁) 北海道検税吏員 ㊟
北海道職員

録取者 北海道(支庁) 北海道検税吏員 ㊟
北海道職員

その2

検 査 て ん 末 書

犯則嫌疑者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち合わせ
て、次のとおり検査した。

年 月 日

北海道(支庁) 北海道検税吏員 ㊟
北海道職員

立 会 人 ㊟

年 月 日生

記

検査の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
検査の場所 又は物	
検査の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その事実を調査するためである。

検査のてん末	
--------	--

その3

領 置 て ん 末 書

犯則嫌疑者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、任意に提出された物件を次のとおり領
置した。

年 月 日

北海道(支庁) 北海道検税吏員 ㊟
北海道職員

任 意 提 出 者 ㊟

記

領置の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
領置した物	別紙 領置目録記載のとおり
領置の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その証ひょう物件を保全するためである。
任意提出者の 住所(所在地) 職業(業種)	

氏名(名称)	
領置物件の処置	

その4

検査、領置てん末書

犯則嫌疑者
住所(所在地)
氏名(名称)

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち合わせ
て、次のとおり検査し、 が任意に提出した物件を、検査の場所
において領置した。

年 月 日

北海道(支庁) 北海道検税吏員
北海道職員 (印)
任意提出者 (印)
立会人 (印)
年 月 日生

記

検査の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	領置の日	年 月 日 時 分から 時 分まで
検査の場所又は物			
検査の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その事実を調査するためである。		
検査のてん末			

領置した物	別紙 領置目録記載のとおり
領置の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その証ひょう物件を保全するためである。
任意提出者の住所(所在地) 職業(業種) 氏名(名称)	
領置物件の処置	

その5

差押(領置)目録

犯則嫌疑者の住所(所在地)、職業(業種)及び氏名(名称)							
差押え(領置)の場所							
差押え(領置)の日時		年	月	日	時	分から分まで	
符号	番号	品名又は名称	数量又は個数	物件所持者の住所(所在地)及び氏名(名称)	物件所有者の住所(所在地)及び氏名(名称)	施封の方法、場所及び箇所数	摘要

臨検し、又は搜索すべき場所、身体若しくは物	
差押えすべき物	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び理由	
上記の許可状の交付を願います。	
年 月 日	
裁判所 裁判官	様 北海道（支庁） 北海道検税吏員 北海道職員

その8

臨 検 て ん 末 書

犯則嫌疑者
住 所（所在地）
氏 名（名称）

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち会わせ
て、次のとおり臨検した。

年 月 日
北海道（支庁） 北海道検税吏員
北海道職員
立 会 人
年 月 日生

記

許可状による場合	発付官	裁判所 裁判官	許可状によらない場合の理由
	発付年月日	年 月 日	
	許可状を示された者		
臨検の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
臨検の場所又は物			
臨検の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その事実を調査するためである。		
臨 検 の 末			

その9

搜 索 て ん 末 書

犯則嫌疑者
住 所（所在地）
氏 名（名称）

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち会わせ
て、次のとおり搜索した。

年 月 日
北海道（支庁） 北海道検税吏員
北海道職員
立 会 人
年 月 日生

記

年 月 日生

許可状による場合	発付官	裁判所	許可状によらない場合の理由
	発付年月日	年 月 日	
	許可状を示された者		
捜索の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
捜索した場所、身体又は物			
捜索の目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その事実を証する物件を発見するためである。		
捜索のてん末			

別記第37号様式その10中「北海道事務吏員」を「北海道職員」に、「注意」を「摘要」に改め、同様式その11及びその12を次のように改める。

その11

差 押 て ん 末 書

犯則嫌疑者

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち合わせ
て、次のとおり差押えをした。

年 月 日

北海道（支庁） 北海道検税吏員
北海道職員
立 会 人



記

許可状による場合	発付官	裁判所	許可状によらない場合の理由
	発付年月日	年 月 日	
	許可状を示された者		
差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
差押えの場所			
差し押さえた物			
差押えの目的	上記の地方税法違反嫌疑事件について、その証ひょう物件を保全するためである。		
差押物件の処 置			

その12

臨 検、捜 索、差 押 て ん 末 書

犯則嫌疑者

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、
番地 において、 を立ち合わせ
て、次のとおり臨検、捜索、及び差押えをした。

年 月 日

北海道（支庁） 北海道検税吏員

北海道職員 立会人 年 月 日生

記

Table with columns for Issuance Officer, Judge, Issuance Date, and Search/Seizure details. Includes rows for '許可状による場合' (Cases by license), '臨検の日時' (Date and time of search), '臨検の場所' (Location of search), '捜索した場所、身体又は物' (Locations, body, or objects searched), '臨検、捜索及び差押えの目的' (Purpose of search, seizure, etc.), '臨検、捜索及び差押えのてん末' (Final status of search, seizure, etc.), '差し押さえた物' (Seized items), and '差押物件の処置' (Disposition of seized items).

別記第37号様式その13からその15までの規定中「北海道事務吏員」を「北海道職員」に改め、同様式その16を次のように改める。

その16

第 号 通 告 書

犯則者 本籍(出生地) 住所(所在地) 職業(業種) 氏名(名称)

上記の者に係る地方税法違反事件について調査したところ、は、 年月日 において、 をしたものである。 上記の行為は、地方税法第 条に違反しているため、同法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により処分しなければならない。よって、次に掲げる金額を、この通告書の送達を受けた日から20日以内に、北海道(支庁)に納付することを命ずる。

- 一金 円也 罰金又は科料に相当する金額
一金 円也 書類送達費用
一金 円也 証ひょう物件運搬、保管費用

上記地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告する。
なお、この通告書の送達を受けた日から20日以内に通告の旨を履行しないときは、検察官に告発する。

年 月 日

様

北海道知事(支庁長) 印

摘要 年月日の箇所に道(支庁)の印を押すこと。
別記第37号様式その19を次のように改める。
その19

告 発 書 第 号 年 月 日

地方(区)検察庁
検事正(検察官) 様

北海道知事(支庁長) 印
{ 北海道(支庁)北海道検税吏員
北海道職員 印 }

次の者地方税法違反(嫌疑)事件につき地方税法第 条及び国税犯則取締法第 条第 項の規定により告発します。

記

1 犯則(嫌疑)者

(1) 納税(特別徴収)義務者

本 籍(本店所在地)

氏 名(名称)

職 業(業種)

代表者氏名

生 年 月 日 年 月 日 当 歳

(2) 行 為 者

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 当 歳

2 発 生 事 実

3 罪 名

地 方 税 法 違 反

4 罰 条

地 方 税 法 第 条

5 参 考 事 項

別記第37号様式その20及びその21中「北海道事務吏員」を「北海道職員」に改める。

別記第46号様式の2(3葉)中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

別記第51号様式の4中「次の住所」を「次の住宅」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第49条の7第1項第4号の規定は、平成19年4月1日以後の同号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。